

## SlidePack 利用規約

「SlidePack」を利用する際は本規約に同意したものとみなされます。下記の内容に同意できない場合には「SlidePack」をご利用にならないでください。

### 第1条（定義および適用範囲）

- 1 本規約で使用する用語の定義は、以下の通りとする。
  - (1) 「提供者」とは、個人事業主である喜多慧を意味する。
  - (2) 「本サービス」とは、提供者が「SlidePack」の名称で提供するサービス(オプションサービスを含む)を意味する。
  - (3) 「利用者」とは、有償無償を問わず、本サービスを利用する者全てを意味する。
  - (4) 「利用契約」とは、有償無償を問わず、本サービスの利用に関わる契約を意味する。
  - (5) 「契約者」とは、利用者のうち、提供者と有償利用の契約を締結した者を意味する。
  - (6) 「有償利用契約」とは、本サービスを有償で利用する契約を意味する。
  - (7) 「当事者」とは、利用者と提供者の双方を意味する。
  - (8) 「利用料金」とは、本サービスの利用・変更・解約にかかる料金を意味する。
  - (9) 「本 API」とは、本サービスが提供する API を意味する。
  - (10) 「本モジュール」とは、本サービスが提供するデータ接続モジュール機能を意味する。
  - (11) 「テンプレート」とは、利用者が本サービスに保存する、文書テンプレートを意味する。
  - (12) 「元データ」とは、利用者が上記テンプレートと組み合わせて文書を生成するために必要なデータを意味する。
- 2 本サービスの利用者は、本サービスの無償利用および有償利用に際して、本規約の内容に同意したものとす。

### 第2条（サービス）

- 1 本サービスの詳細内容については、別途提供者が定めるところによる。
- 2 提供者は、本サービスの機能について、提供者の判断により自由にその機能を変更することができる。ただし、提供者は必要に応じて、その内容を事前に利用者に通知するものとし、通知を行った後に利用者が本サービスの利用を継続することにより、利用者は当該サービス変更に同意したものとみなす。
- 3 本サービスの推奨動作環境は別途サービス紹介ページに定める通りとし、利用者は自己の責任と費用によりこれを準備および維持する。サービス申込時点で提供者が指定する推奨動作環境にならない利用者は、本サービスを利用できないか、利用できたとしても本来のサービスを受けられないことに同意しているものとみなされる。

### 第3条（通知）

- 1 提供者は、本サービスに関する重要事項を利用者に通知する場合は、次の各号のいずれかの方

法で行う。

- (1) 利用者が登録したメールアドレス宛に電子メールにて通知を行う方法(通知内容が送信された時点で通知が到達したものとみなす)
- (2) 本サービスのホームページ上に掲示する方法
- (3) その他、提供者が適切と判断する方法(この場合は、当該通知の中で提供者が指定した時をもって、当該通知が完了したものとみなす)

#### 第4条（無償利用）

- 1 利用者は、別途提供者が定める範囲において本サービスを無償で利用することができ、その際は、提供者指定の手続きに沿って申込を行う。
- 2 利用者は、提供者からの ID・パスワードが利用者に通知された時点で、本サービスの利用権限が付与される。
- 3 無償利用の期間は ID・パスワード発行日より 1 年間とし、当該期間経過後、提供者は利用者のデータを予告なく削除できるものとする。
- 4 無償利用期間中において利用者が第 13 条に定める条件に該当すると提供者が判断した場合、提供者は、当該利用者の ID・パスワード予告なく無効化できる。
- 5 利用者が本サービスの有償利用を希望する場合、別途本サービス上で通知する正規利用の申込手順に従い申し込むものとする。

#### 第5条（契約成立）

- 1 利用者は、別途提供者の用意する有償利用申込ページにおいて必要事項を登録した上で、有償利用の申込ができる。
- 2 提供者が本サービスの有償利用の申込に対して承諾を通知した時点で、有償利用の契約が成立したとみなす。
- 3 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、提供者は、有償利用の申込を拒絶することができ、また、契約成立後であっても契約を解除することができる。
  - (1) 債務履行が困難であると提供者が判断した場合
  - (2) 申込時入力事項に虚偽があった場合
  - (3) 申込内容が、提供者のサーバに著しい負荷を及ぼす可能性がある場合
  - (4) 本規約に違反するおそれがある場合、または過去に本規約に違反した者である場合
  - (5) 利用用途が公序良俗に反すると判断される場合
  - (6) その他、本サービスを利用することが適当でないと提供者が判断した場合
- 4 第 3 項にもとづき契約が解除された場合、利用料金の返金を行わない。

#### 第6条（利用料金）

- 1 利用料金は、提供者が本サービスのホームページで別途定める料金表によるものとする。
- 2 物価変動等により提供者が本サービスの利用料金を不相当と認めたときは、提供者は本サービス

料金を改定できる。その際は、改定日の2ヶ月前までに利用者に通知する。

## 第7条（支払）

- 1 契約者は、提供者指定の方法で利用料を支払うものとし、支払に必要な振込手数料その他の費用については契約者が負担するものとする。
- 2 支払には、提供者指定銀行口座への振込、もしくは提供者の指定する事業者のクレジットカード決済を利用するものとし、詳細事項は提供者の発行する請求書または本サービスのホームページに記載の通りとする。
- 3 契約者は、各支払方法に応じた支払期日までに該当の利用料金に消費税相当額を合算した金額を支払うものとする。
- 4 契約者が銀行振込での支払を選択した場合、本サービスの利用料金は毎月末日を締日として計算される。ただし、第9条第2項により月の途中で契約が終了した場合は、当該終了日を締日として料金を計算する。
- 5 契約者が利用料金の支払を遅延した場合、支払期限の翌日から完済に至る日まで、年率14.6%の遅延損害金が発生するものとする。

## 第8条（利用期間）

- 1 本サービスの有償利用時の利用期間は、契約者の選択した支払い方法によって異なり、それぞれ以下の通りとする。
  - (1) クレジットカード決済の場合、有償利用契約が成立した日から1ヵ月を利用期間とし、最低契約期間は1ヶ月である。以降1ヶ月単位で自動更新される。第9条に指定する期限までに契約者から本契約終了の意思表示がない場合には、本契約は同一条件にてさらに1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様である。
  - (2) 銀行振込の場合、有償利用契約が成立した日の翌月の1日から末日までを利用期間とし、最低契約期間は1ヵ月である。以降1ヵ月単位で自動更新される。第9条に指定する期限までに契約者から本契約終了の意思表示がない場合には、本契約は同一条件にてさらに1ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後も同様である。
- 2 別段の定めがある場合を除き契約期間中の途中解約はできないものとする。

## 第9条（契約の変更、解約）

- 1 契約内容の変更および解約は、契約者の選択した支払い方法によって異なり、それぞれ以下の通りとする。
  - (1) クレジットカード決済の場合、契約者は、変更または解約が反映される契約期間の開始前までに提供者指定の方法で提供者に通知する。
  - (2) 銀行振込の場合、契約者は、変更または解約を希望する契約期間の開始前、すなわち請求対象月の前々月末日までに提供者指定の方法で提供者に通知する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、前項によらず、契約者は本契約を解約できる。

- (1) 申込時に特別の定めがある場合
  - (2) 当事者の協議により、解約に合意した場合
  - (3) 提供者が本規約に違反し、相当期間を定めた催告があったにもかかわらずこれを是正しない場合
  - (4) 提供者につき、民事再生、破産、または特別清算の申立がなされた場合
- 3 第1項、第2項に定める以外の、契約者都合による解約はできないものとする。

## 第10条(ID・パスワードの管理および利用)

- 1 利用者は、自己の責任において、ID・パスワードを管理および利用するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとする。
- 2 利用者による ID・パスワードの管理が不十分であったことよって発生した損害の責任は利用者自身が負い、提供者は一切責任を負わないものとする。

## 第11条(API)

- 1 契約者は、本サービスの API 対象プランを契約することで、本 API を利用できる。
- 2 契約者は、本 API とともに提供された仕様等に従って、契約者は自らの判断と責任のもとで本 API を利用するものとする。
- 3 契約者による本 API の利用回数やデータ転送量などが所定の基準を超え、他の契約者に対する本サービスの提供に支障を来す場合等、提供者が当該契約者に対する利用制限等が必要と判断した場合には、本 API の利用回数・利用時間帯、利用可能なデータ転送量について制限を設けることがある。
- 4 提供者が本 API の仕様変更を行う場合、その手順は第2条第2項に基づいて行うものとする。

## 第12条(データ接続モジュール)

- 1 契約者は、本サービスのデータ接続モジュール対象プランを契約し、かつ、動作に必要なプログラムを自ら準備することで、本サービスに第三者サービスのデータを取り込むことができる。
- 2 契約者は第1項に記載のプログラムの作成を提供者に依頼することができ、その費用は、両者協議の上で個別に決定される。
- 3 本モジュールを用いて第三者サービスを利用する際、契約者は、当該サービスの利用規約に予め同意したものとし、かつ、契約者に付与されている ID・パスワードを提供者に提供することを許諾するものとする。
- 4 契約者が本モジュールで接続する第三者サービスおよびそれに付随する問題については、提供者は一切責任を負わない。
- 5 第2項にもとづき提供者が作成したプログラムの挙動について、契約者は自らの判断と責任のもとで動作確認を行うものとし、契約者による検収後に不具合が発見された場合、両者の責任と費用で解決にあたるものとする。

## 第13条(禁止事項)

利用者が本サービスを利用するにあたり、以下の事項を禁ずる。

- (1) 同一人物が複数のメールアドレスを用いて無償利用可能な ID・パスワードを複数発行すること
- (2) 別途提供者が承諾した場合を除き、有償利用契約の地位を第三者に譲渡、貸与すること、あるいは、有償利用契約から生じる権利義務の一部または全部の譲渡・引受、貸借、担保の供出を行うこと
- (3) 本契約にて明示的に許可されている以外の目的または方法で本サービスを自ら利用すること
- (4) 本サービスに関するコードの複製、変更、二次的著作物の作成、公衆の面前での実行展示をすること
- (5) 本サービスに関するコードの逆アセンブル、逆コンパイルまたはリバース・エンジニアリングを行うこと
- (6) 提供者、本サービスの他の利用者または第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害すること
- (7) 犯罪行為に関連する行為または公序良俗に反すること
- (8) コンピュータウイルスその他有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を送信すること
- (9) 大量のデータを本サービスに関連して送信すること
- (10) 提供者による本サービスの運営を妨害するおそれのあること
- (11) その他、提供者が不適切と判断すること

## 第14条(本サービスの休止)

1 以下の各号のいずれかに該当する場合、または該当するおそれがあると提供者が判断した場合、提供者は、本サービスの一部または全部を一定期間休止することがある。ただし、第1号にもとづく休止については、原則として平日 20 時から翌 8 時までの間、もしくは、土曜日、日曜日、国民の祝日に実施するものとする。

- (1) 本サービスの点検、修理、データ更新の必要がある場合
- (2) 火災・停電・天災地変等の非常事態の場合
- (3) 設備の故障等やむをえない事情がある場合
- (4) 本サービス提供のためのコンピュータシステムの不良および第三者からの不正アクセス、コンピュータウイルスの感染等による場合
- (5) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりサービスの提供が困難になった場合
- (6) その他、提供者が本サービスの休止を必要と判断した場合

2 提供者は、本サービスの提供を休止するときは、休止する日の 3 日前までにその理由と休止する日および期間を利用者に通知する。ただし、緊急時またはやむをえない場合はこの限りではない。

## 第15条(本サービスの停止および契約解除)

- 1 提供者は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、または該当するおそれがあると判断した場合には、利用者に対し何等の催告を要せず、本サービスの一部または全部の提供を停止した上で、利用契約を解除することができる。
  - (1) 本規約記載条項に違反があった場合
  - (2) 申込事項に虚偽の事実があることが判明した場合
  - (3) 第13条に定める禁止事項を行った場合
  - (4) 提供者への債務の支払を怠った場合
  - (5) 民事再生、会社更生、破産、または特別清算の申立がされた場合
  - (6) 差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立があった場合
  - (7) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
  - (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
  - (9) その他、上記に準ずる、有償利用契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合
- 2 第1項にもとづき提供者が有償利用契約を解除した契約者は、期限の利益を喪失し、契約の解除時点において提供者に対し履行義務を負う利用料金その他の債務を直ちに履行するものとする。

## 第16条(本サービスの廃止)

- 1 提供者は、都合により本サービスの一部または全部を廃止することができる。
- 2 提供者は、本サービスを廃止するときは、廃止する日の3ヶ月前までにその理由と廃止する日を利用者に通知する。

## 第17条(損害賠償)

- 1 契約者が本サービスの利用に関して提供者の故意または重大な過失により損害を被った場合、提供者が賠償すべき損害額の上限は、損害が発生した月に係る利用料金の1ヶ月分とする。ただし、いかなる場合であっても、本サービスを利用したことにより発生した営業価値・営業利益の損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失を含め一切の間接的、偶発的、特殊的、付随的、結果的または懲罰的損害について責任を負わない。
- 2 無償利用中の利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、その損害が提供者の責に帰すべき事由によるか否かに関わらず提供者は一切責任を負わない。
- 3 利用者が本規約に違反したことにより、提供者が損害を被った場合、利用者はその損害および費用(弁護士費用を含む)を賠償しなければならない。

## 第18条(免責)

- 1 提供者は、本規約で特に定める場合を除き、利用者に対する本サービスの提供、休止、停止、廃止、変更、本契約の終了、利用者による本サービスの利用に起因して発生した損害、その他本サービスに関連して利用者が被った損害については免責される。
- 2 提供者は、本サービスの内容、本APIおよび利用者が本サービスを通じて生成した文書の全てに

ついて、完全性、確実性、正確性、有用性に関して責任を負わないものとする。

- 3 利用者は、本サービス利用の適法性については利用者自身で判断し、自己の責任において利用するものとし、提供者はその判断について責任を負わないものとする。
- 4 利用者が本サービスを利用するにあたって発生した第三者との紛争に関しては、全て利用者の責任と費用において解決するものとし、提供者は一切責任を負わない。また、利用者は、かかる紛争に関して提供者被った損害(弁護士費用、第三者から請求された賠償額を含む)および損失を賠償または補償する。ただし、提供者の責に起因する場合はこの限りではない。

## 第19条 (利用者がアップロードした情報の取扱)

- 1 利用者が本サービスに保存した全てのテンプレートは利用者自身で管理するものであり、利用者から許諾を受けた場合を除き、提供者は保存テンプレートに関するいかなる権利も持たない。
- 2 提供者は、利用者の承諾を得ることなく、サーバの故障・停止時の復旧の便宜に備えてテンプレートを任意でバックアップできるものとする。
- 3 提供者は、利用者が本サービス利用のために登録したテンプレートを契約期間中(無償利用の場合は最大1年間)に限り保存する。提供者は、利用契約終了に伴い、提供者の別途決定する保管期間の経過後、テンプレートを削除する。
- 4 利用者が本サービスに送信した元データおよび元データを用いて生成した文書は、利用者が生成した文書をダウンロードすると同時に、サーバからは削除される。
- 5 利用者が本サービスに保存したテンプレートおよび元データは、利用者の秘密情報であり、提供者は第三者に対し当該データを開示しない。

## 第20条 (事例公開)

- 1 提供者は、利用者からの特段の申し入れのない限り、利用者の会社名を本サービス導入企業として公開することができるものとする。
- 2 利用者は、提供者からの申し出に基づき、事例を公開する場合に必要な範囲でロゴ及び商標等の使用を提供者に無償で許諾するものとする。

## 第21条 (秘密保持)

- 1 当事者は、本規約の履行に関連して知りえた相手方固有の技術上、業務上その他の情報(以下「秘密情報」)を、本契約の目的のみに利用するとともに、相手方の事前の書面による同意なしに第三者に開示しないものとする。ただし、秘密情報には、以下のものは含まれないものとする。
  - (1) 相手方から提供もしくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていた、または、既に知得していたもの
  - (2) 相手方から提供もしくは開示がなされた後または知得した後、自己の責に帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
  - (3) 提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
  - (4) 秘密情報によることなく単独で開発したもの

- (5) 相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
- 2 当事者は、法律、裁判所または政府機関の命令、要求または要請に基づき、相手方の秘密情報または本契約の内容を開示することができる。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
- 3 当事者は、秘密情報を記載した書面その他の記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方の承諾を得ることとし、複製物については第1項に準じて取り扱うものとする。
- 4 当事者は、本契約の終了時または相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載または包含した書面、その他の記録媒体およびその全ての複製物を返却または廃棄する。

## 第22条（知的財産権）

- 1 本サービスに関する著作権、工業所有権等の知的財産権、その他の権利は、提供者に帰属し、これらの権利が利用者に移転することはないものとする。
- 2 提供者の書面による承諾なく利用者が提供者の商号、商標ならびにロゴマークを使用することを禁ずる。
- 3 利用者の使用を目的に、提供者が構築した成果、その他本サービスに関して発生した一切の成果に関する、著作権、工業所有権等の知的財産権、その他一切の権利は提供者に帰属するものとする。

## 第23条（反社会的勢力の排除）

- 1 当事者は、相手方に対し、自己および自己の役員等が、現在、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
  - (6) 社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的な違法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人
  - (8) その他、前各号に掲げる者に準ずると一般的に判断される者
- 2 当事者は、相手方に対し、自らまたは第三者を利用して以下の各号に掲げる行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為



- (3) 取引に際しての脅迫的な言動または暴力
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いた信用毀損または業務妨害
  - (5) その他、前各号に類似する行為
- 3 当事者は、相手方が前各項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部または一部を停止し、または本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。この場合、取引の停止または契約の解除により相手方に損害が生じた場合であっても、解除権を行使した者は一切の責任を負わないものとする。
  - 4 当事者は、自己または自己の役員等が第1項または第2項の確約に反したことにより相手方または第三者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償する責任を負うものとする。

## 第24条（規約の変更）

- 1 提供者は、利用者に対して事前通知を行った上で、本規約を適宜変更することができ、その都度利用者との契約内容および条件は新規約に準ずることとなる。ただし、文言の修正等、利用者に不利益を与えるものではない軽微な変更の場合には、事前の通知を省略することができる。
- 2 かかる変更内容の通知後、15日以内に利用者が異議の申立を行わない場合、利用者は本規約の変更同意したものとみなされ、新規約の効力が発生する。
- 3 利用者は、前項に定める効力発生の時点以降、当該内容の不知または不承諾を申し立てることはできない。

## 第25条（事業譲渡）

提供者は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利および義務並びに利用者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本条において予め同意したものとする。なお、本条に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとする。

## 第26条（存続規定）

以下の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

- 第7条(ただし、未払金がある場合に限る)、第17条、第18条、  
第19条第3項および第5項、第20条、第21条、第22条、第23条、  
第25条、第26条、第28条、第29条

## 第27条(協議)

本規約に記載のない事項および記載された事項について疑義が生じた場合は、当事者間にて協議するものとする。

## **第28条（合意管轄）**

当事者間で訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。

## **第29条（準拠法）**

本規約および本規約に基づく契約ならびに本サービス利用に関する一切の事項については、日本法を準拠法とする。

2016年11月17日制定